長井市遺跡地図

2015年

長井市教育委員会

長井市の遺跡保護の歴史は古く、昭和30年代に始まります。県道寺泉舟場線の改良工事に伴い宮遺跡の緊急発掘調査が行われ縄文時代中期の資料が多数発掘されました。その後、縄文中期の館之越遺跡や平安時代の加賀塚遺跡の発掘調査が行われていますが、これらの調査はいずれも開発工事に先行して実施されたもので、開発と遺跡保護の調整という視点から県内における先駆的事例として高く評価されてきました。

その後、市内各地で遺跡詳細分布調査を実施し、平成4年に「長井市遺跡地図」、同8年に改訂版を刊行し、公共事業を中心に開発と遺跡保護の調整にあたり行政内部で遺跡保護に努めてきました。平成の時代に入ってからはまちなみの発展に伴い住宅建設や大型店舗造成など民間開発に伴う埋蔵文化財の問い合わせが数多く寄せられ、試掘調査や緊急発掘調査を実施し遺跡保護の対応にあたってきました。南台遺跡では古墳時代の住居跡が、また、平山地区の址ノ上遺跡や台遺跡では平安時代の杭列で囲まれた建物跡が検出され、平安時代の置賜郡長井郷の中核的な施設跡と考えられ、長井の歴史の空白部を埋める資料の発見につながっています。工事関係者や地権者の皆様のご理解の賜物と感謝いたしております。

学術的な発掘調査も行われています。長者屋敷遺跡は昭和52~56年にかけて発掘調査が行われ、竪穴住居跡をはじめ多くの遺構・遺物が検出され縄文時代中期の中核的な集落跡と判明しました。そして、地区の方々によって遺跡保存会が結成され、遺跡を活用した地域おこしの機運が高まり、復元住居を核とする遺跡公園が計画され古代の丘の前身である「縄文ムラ」が完成しました。現在は古代の丘資料館、土偶広場、バンガローなど施設が整備され、遺跡の保護・活用の指標として全国から注目される遺跡公園となっています。

遺跡発掘は開発工事を妨げるものと思われがちです。しかし、事前に遺跡地図を活用し開発の計画段階から保護調整を行うことで、最小限の労力で遺跡保護が可能になり開発工事との摩擦も解消することができます。そして、調査で得られた資料は先人の足跡として、そのまちの歴史資料になり教育資料として地域に還元されるものでもあります。

遺跡の保護・調整は文化財保護法のもと工事関係者や地権者の方々のご理解とご協力によって進められるものです。この遺跡地図が多くの方に活用され、文化財の理解を深め、文化財保護の一助になれば幸いです。

平成27年3月31日

長井市教育委員会

教育長 加藤芳秀

凡 例

- 1. 本書は、平成26年度の国庫補助事業の一環として作成したものである。
- 2. 本書は長井市内に所在する遺跡を図示したもので、埋蔵文化財包蔵地を広く市内外に周知し、保護と活用を図ることを目的としたものである。

なお、本書では旧石器時代から中世までの遺跡を基本的に取り扱い、一部近世の遺跡を加えている。

3. 本書で使用した地図は、遺跡数の少ない西部山間地では平成9年に長井市が作成した縮尺1/25,000 を4分割し掲載し、市街地を含む東部地域については長井市が作成した平成11年改訂版1/15,000を 1/10.000に拡大したものを19分割し掲載した。

また、長井市区分図は長井市が平成9年に作成した縮尺1/25,000を30%に縮尺したものである。

- 4. 本書は、「山形県遺跡地図」(昭和53年:山形県教育委員会)、「山形県中世城館遺跡調査報告書」(平成7年:山形県教育委員会)、長井市教育委員会が国庫補助事業として実施した分布調査報告書を基礎資料とし作成した「長井市遺跡地名表」(平成4年刊行、同8年調整:刊行)を基に、平成4~26年度にかけて刊行した「市内遺跡発掘調査」(1)~(22)の成果を集約し作成したものである。
- 5. 遺跡地図では、遺跡の分布状況を明確にするために市内を6地区に区分し、次のようにアルファベットで表記を行った。
 - a-中央地区に所在する遺跡 b-致芳地区に所在する遺跡 c-西根地区に所在する遺跡
 - d-平野地区に所在する遺跡 e-豊田地区に所在する遺跡 f-伊佐沢地区に所在する遺跡
- 6. 遺跡地名表の項目は、遺跡番号、遺跡名、種別、所在地、時期、遺構・遺物、備考の7項目とし、詳細は次のとおりである。
 - 1)遺跡番号 アルファベットは地区名を、番号は遺跡地図と一致する。
 - 2) 遺 跡 名 遺跡名は原則的に小字名を用いて遺跡名としているが、小字が広範囲におよびそこに複数の遺跡が存在する場合は、名称の前にアルファベットを付し、○○A遺跡、○○B遺跡とした。また、一部「長井市遺跡地名表」の遺跡名と異なっているものがあるが、本遺跡地図が優先する。
 - 3)種別集落跡、城館跡、窯跡、経塚、古墳、墳墓、散布地等に分類を行っている。
 - 4) 所 在 地 埋蔵文化財の性質上、遺跡範囲の特定が困難なこともあり、所在地は小字名 までにとどめた。
 - 5)時期時代区分は旧石器、縄文、弥生、古墳、奈良・平安、中世、近世と大別し、 さらに詳しい時期の判明している遺跡については、縄文(中期)、古墳(後期) のように表記を行った。
 - 6) 遺構・遺物 発掘調査及び試掘調査で検出された遺構・遺物を掲載したが、一部表面踏査 で収集した遺物も含めて表記を行った。
 - 7) 備 考 現時点で把握している発掘調査、試掘調査、縄張図作成等、調査歴を掲載した。 また、四桁の数字は山形県遺跡地図(昭和53年)掲載時の遺跡番号である。

- 7. 一部発掘調査を実施した遺跡もあるが、調査区域は開発にかかる部分についてのみ調査を行ったものであり、調査がおよんでいない区域は未調査の遺跡と同様である。
- 8. 地図に示した遺跡範囲は、表面踏査および聞き取り調査を基本に作成したため、今後試掘調査を実施するにあたり遺跡範囲の変更が予想される。また、分布調査がおよんでいない地域や、山林・原野・水田等は未踏査区域もあることから、新たに発見される遺跡は追加補正するものである。
- 9. 本書の作成は、岩崎義信、海藤 元が担当した。

